

# 第1回入善町農業委員会議事録

令和5年8月4日午後3時00分から第1回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 18名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	7番 西 川 信 一	8番 竹 田 隆 浩
9番 嶋 先 良 昭	10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真 一 郎	12番 米 山 義 隆
13番 坪 野 和 夫	14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司
17番 上 野 好 雄	18番 田 中 吉 春		

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	清 水 弘 美
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐 里 奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和 佳 菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	臨時議長指名の件
日程第2	選挙第1号 入善町農業委員会会長互選の件
日程第3	選挙第2号 入善町農業委員会会長職務代理者互選の件
日程第4	議席決定の件
日程第5	担当地区決定の件
日程第6	議事録署名委員決定の件
日程第7	議案第1号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第8	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

事務局長（長島 努）

本日は、お忙しい中、委員交代後、初の総会にご出席いただきありがとうございます。私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます農業委員会事務局長の長島です。

この度の委員交代により、ご就任されました委員各位には、心からお礼申し上げます。どうか今後ともよろしく願いたします。

それでは、ただ今より、第1回入善町農業委員会を開催いたします。まず初めに、任命者である入善町長 笹島 春人が開会の挨拶を申し上げます。

町長（笹島 春人）

第1回入善町農業委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の任期満了に伴いまして、個人からの応募並びに各地域や団体等からの推薦を受けられ、農業委員にご就任いただきました皆様方に改めまして厚くお礼申し上げます。委員の皆様方には、これから3年間の任期の間、本町の農業振興のため、格別なご尽力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

今回の委員交代では、18名の委員のうち、10名の方が再任ということで、これまでの経験を活かし、今後の農業委員会の運営を牽引していただければと思います。

また、新任8名の方には、農業委員会の更なる活性化を図るため、新たな見地から忌憚のないご意見などをお聞かせいただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、入善町には、基盤整備などの環境整備が整った広大で肥沃な農地が広がっております。これは、町の大切な財産として、末永く後世に引き継いでいかなければならないものと考えております。

この優良農地を今後も保全、継承していくためには、関係機関が連携し、各地域がもつ課題の把握に努め、その解決に取り組んでいくことや、担い手の育成はもちろんのこと、経営規模の更なる拡大や経営の安定化に向けた施策を積極的に展開していかなければならないと考えております。その実現を果すには、農業委員会の担うべき役割は、大変大きなものがあると考えております。

「農地利用の最適化」が農業委員会の重要な役割とされていることから、農業委員の皆様方には、今後とも、顔の見える地域の世話役、農家の良き相談役として、農地の利用集積の促進や、担い手の掘り起こし、耕作放棄地のない町の実現など、農地を守り、農業を振興する施策を積極的に推進していただきますよう、お願いいたします。

結びになりますが、入善町農業委員会の更なるご発展と、委員各位のより一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうか、よろしく願いいたします。

事務局長（長島 努）

続きまして、事務局から、農業委員の皆様方をご紹介します。

五十里 章委員。お住まいは入善地区。  
廣清 奈緒美委員。お住まいは上原地区。新任です。  
寺田 晴美委員。お住まいは上原地区。  
森下 さゆり委員。お住まいは青木地区。  
森下 吉光委員。お住まいは青木地区。  
上田 幸嗣委員。お住まいは青木地区。  
西川 信一委員。お住まいは青木地区。新任です。  
竹田 隆浩委員。お住まいは飯野地区。新任です。  
嶋先 良昭委員。お住まいは飯野地区。新任です。  
安藤 清雅委員。お住まいは小摺戸地区。新任です。  
小林 真一郎委員。お住まいは小摺戸地区。  
米山 義隆委員。お住まいは新屋地区。  
坪野 和夫委員。お住まいは新屋地区。  
前田 俊彦委員。お住まいは櫛山地区。新任です。  
永山 美和委員。お住まいは横山地区。  
亀田 英司委員。お住まいは横山地区。新任です。  
上野 好雄委員。お住まいは舟見地区。新任です。  
田中 吉春委員。お住まいは野中地区。

以上の18名の方が個人応募及び各地域や団体等から推薦を受けられ、ご就任いただきました委員の皆様です。よろしく願いいたします。

それでは、この後、笹島町長には次の公務がありますので、退席されます。

町長（笹島 春人）

この後もどうかよろしくお願ひいたします。

（町長 退室）

事務局長（長島 努）

先程、委員各位のご紹介をさせていただきましたが、初回でありますので、事務局職員の紹介もさせていただきます。

事務局

農業委員会事務局係長の清水と申します。よろしくお願ひいたします。

農業委員会事務局主事の上原と申します。よろしくお願ひいたします。

同じく主事の南茂と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局長（長島 努）

それでは、議事日程に入ります。

日程第1、「臨時議長指名の件」についてであります。

地方自治法第107条に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と規定されておりますので、これを準用し、本日の出席委員のうち、最年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

事務局長

異議なしとのご発言がありましたので、年長委員であります坪野委員に臨時議長をお願いいたします。

（委員一同拍手）

それでは、坪野委員は臨時議長席に着席願ひします。

（坪野委員が臨時議長席へ移動）

臨時議長（坪野 和夫）

ただ今、年長委員ということで臨時議長を仰せつかりました坪野です。皆様方の温かいご協力をいただきながら、この重責を無事に務めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の議事日程に従って、議事を進めてまいります。

次に日程第2、選挙第1号「入善町農業委員会会長互選の件」を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第1項に「農業委員会に会長を置く」、また、同法同条第2項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されていることから、任命後、最初となります本日の委員会において、選挙第1号「入善町農業委員会会長互選の件」が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、入善町農業委員会規程第4条に「委員会で行なう選挙は地方自治法に定める議会で行なう選挙の例による」と規定されており、また、地方自治法第118条には、議会で行なう選挙の例として、投票による方法と指名推選による方法が規定されております。なお、指名推選の方法を用いる場合においては、委員全員の同意があった者をもって当選人とすると規定されております。よろしくお願ひいたします。

臨時議長（坪野 和夫）

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

臨時議長（坪野 和夫）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。それでは、会長候補者を推薦願います。

（五十里委員挙手）

五十里委員

今までの経験を踏まえて前任の米山委員が良いのではないかと考えます。米山委員を推薦いたします。

臨時議長（坪野 和夫）

ただ今、五十里委員から、会長候補者として米山委員の推薦がありました。

お諮りいたします。米山委員をもって、本案件の当選人と決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

臨時議長（坪野 和夫）

異議なしと認めます。

よって、入善町農業委員会会長に米山委員が選出されました。米山委員が議場におられますので、ただ今の会長決定をもって当選人に対する告知とさせていただきます。

（米山新会長が発言を求める）

臨時議長（坪野 和夫）

会長に当選されました米山委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

米山新会長

この度は選出いただきありがとうございます。私も五十里委員と同じく再任で経験がありますが、まだまだ浅学非才な部分もございます。皆様とともに、やるべきことをたくさん、町長の挨拶の通り基幹産業である農業をいかに素晴らしいものにしていくか、農業委員会の課題はたくさんあると思います。3年間皆様と力を合わせて委員会を運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

（委員一同拍手）

臨時議長（坪野 和夫）

それでは新会長が選出されましたので、私臨時議長は議長席を降壇します。皆様のご協力をいただき、無事に職務を全うすることができましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

（委員一同拍手）

事務局長

臨時議長には、大変お疲れ様でした。ここからの議事進行につきましては、新会長に議長をお願いいたします。新会長は議長席に着席願います。

(議長交代)

議長 (米山 義隆)

それでは、ここから先は私の方で議事進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、日程第3、選挙第2号「入善町農業委員会会長職務代理者互選の件」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されていることから、任命後、最初となります本日の委員会において、選挙第2号「入善町農業委員会会長職務代理者互選の件」が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、先ほどの「入善町農業委員会会長互選の件」と同様に、入善町農業委員会規程第4条、及び地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、指名推選の方法を用いる場合には、委員全員の同意があった者をもって当選人とすると規定されております。よろしくお願いたします。

議長 (米山 義隆)

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (米山 義隆)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。それでは、会長職務代理者の候補者を推薦願います。

(田中委員挙手)

田中委員

前回は職務代理者として、会長を補佐しておられた小林委員を推薦します。よろしくお願いたします。

議長 (米山 義隆)

ただ今、田中委員から、会長職務代理者の候補者として、小林委員の推薦がありました。

お諮りいたします。小林委員をもって本案件の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (米山 義隆)

異議なしと認めます。

よって、入善町農業委員会会長職務代理者に小林委員が選出されました。

小林委員が議場におられますので、ただ今の会長職務代理者決定をもって、当選人に対する告知とさせていただきます。

(小林新会長職務代理者が発言を求める)

議長 (米山 義隆)

会長職務代理者に当選されました小林委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

小林新会長職務代理者

田中委員に推薦いただき、会長職務代理者に選出いただきました小林です。会長を補佐することにより、本町の農業発展に微力ながら尽力してまいりたいと思います。特に今期は地域計画を策定しなければならない重要な年ということで、2年間のうちに地域計画を作るのが国の方針ですので、皆様と一致団結しながら各地域の計画を作ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員一同拍手)

議長 (米山 義隆)

それでは、小林委員は会長職務代理者席にご着席ください。

(小林委員が会長職務代理者席へ移動)

引き続き、議案の審議に戻ります。

次に、日程第4、「議席決定の件」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

現在、皆様がお座りの座席は、あくまでも仮の席順でありますので、これより正式な議席の決定を行うこととなります。議席の決定方法につきましては、入善町農業委員会会議規則第5条第1項により、「委員の議席は会長が定める」と規定されておりますので、決定願います。

議長 (米山 義隆)

ただ今、お聞きのとおりで、議席は、会長が定めることとなっております。  
お諮りします。議席は会長が指定することといたしたいが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (米山 義隆)

異議なしと認めます。よって、議席は会長が指定することに決定しました。それでは、事務局に議席の案を配布させます。

(事務局が議席案を配布)

議長 (米山 義隆)

お手元に配布しました議席案のとおりであります。各々の住所で町の行政区順及び年齢順に1番から18番までとしました。

お諮りします。

議席は、お手元に配布した議席(案)のとおり指定いたしたいが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (米山 義隆)

異議なしと認めます。よって、議席は議席(案)のとおり指定することに決定いたしました。

なお、議事進行の都合により、次回の委員会から議席番号順に着席することとし、本日はこのままの席で議事を進めさせていただくことをご了承願います。

次に、日程第5、「担当地区決定の件」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

先程、お配りしました議席案の氏名の横に記載のある地区につきましては、今後皆様に担当していた

だく地区としたいと思います。小学校区ごととなっております。

担当地区とは、重点的に現場の確認等を行っていただく地区であります。2つ地区名が記載してある委員につきましては、はじめに記載してある地区を主としますが、もう一方の地区につきましても、確認していただくことがありますので、ご承知おきください。

以上、農業委員会等に関する法律第17条第5項により、「各委員が担当する区域を定めなければならない」と規定されておりますので、決定願います。

議長（米山 義隆）

お手元に配布しました担当地区案のとおりであります。

お諮りいたします。

担当地区は、お手元に配布した案のとおりに指定いたしたいが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、担当地区は案のとおりに指定することに決定いたしました。

次に、日程第6、『議事録署名委員決定の件』を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の選出については、議長が指名することといたしたいが、ご異議ありませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は議長が指名することに決定いたしました。慣例に従いまして、議席番号順とさせていただきます。議席番号1番五十里委員と議席番号2番廣清委員の両名を指名いたします。よろしくお願いたします。

議長（米山 義隆）

引き続き、議案の審議に戻ります。

日程第7、議案第1号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案書の1ページをご覧ください。議案第1号「農地法第5条の規定による意見進達について」、次のとおり許可申請がありましたので、審議を求めます。今回の申請は1件です。

譲渡人は入善町下飯野〇〇の〇〇さん外、譲受人は入善町入膳3255番地の入善町長笹島 春人です。申請地は、入善町下飯野〇〇外43筆の計44筆で、台帳地目は田及び畑、合計面積は67,741㎡、転用目的は「海洋深層水企業団地整備事業用地」です。

入善町では今回、〇〇からの事業用地新設に対する協力要請を受けて、農地転用申請を行います。

本申請の参考資料として、A3サイズのカラー刷りのものをお配りしておりますのでご覧ください。こちらは現時点での土地利用計画図になります。こちらの資料につきましては、委員会終了後に回収させていただきますので、ご了承ください。

〇〇は、〇〇と〇〇が、令和4年10月に合弁で立ち上げた、新しい会社です。入善町の海洋深層水、黒部川の地下水を活用し、AIいわゆる人工知能等の最新技術を駆使してサーモンの飼育環境を管理することで、安定的かつ効率的な養殖、スマート養殖を行います。

事業計画についてご説明します。令和5年10月～令和6年3月に申請地の造成工事を行い、令和6年度から建設工事に入ります。そして令和7年度に施設の稼働を開始、令和9年度に養殖サーモンを初出荷する計画です。

年間で約2,500トンのサーモンを生産します。

申請農地は44筆、合計面積は67,741㎡です。参考資料の、土地利用計画図に面積表を載せてあります。

それでは申請地の利用計画についてご説明します。まず、整備する施設ですが、卵からサーモンを育てる飼育棟をはじめ、サーモン出荷までに必要となる施設、取水及び排水処理のための施設、品質チェックや加工・試食をするためのキッチンを備えた事務所などを整備します。サーモン養殖では、サーモンの生育に合わせて水槽を変更していきますので、生育の段階に応じて別の棟に移っていくということになります。

その他の施設として、液体酸素置き場や、水温を調整するためのチラー、変電発電機置き場を整備します。サーモン養殖には、毎日大量のエサや液体酸素の補充が必須であることから、10tトラック及び大型トレーラが毎日出入りします。これらの車両が通行できるように道路を設けるとともに、待機及び転回用のスペースを確保します。

その他、従業員用駐車場、地域から要望があった雪捨て場、法面、排水量を調整する調整池、そして、深層水活用事業の第2期計画として海藻類の養殖を行うための用地を確保します。

最後に、緑地及び将来拡張スペースとして、合計14,532㎡を整備します。緑地については、工場立地法で、敷地面積の15%以上が必要と定められております。今回の敷地面積は70,211㎡で、その15%以上となると10,532㎡以上が必要となりますが、緑地面積は約27,785㎡ですので、基準を満たしています。

続きまして、排水処理計画についてご説明します。雨水については、施設内を4つの区分に分け、それぞれに吐き口を設置し、施設内に設置する調整池で、水田の時の排水量以下となるよう調整した上で、申請地南側の平曾川に排水します。

汚水の排水については、飼育棟や出荷飼育棟については、排水処理棟を通した上で、調整池にて量を調節して排水します。また、血抜き棟及び事務所については敷地内に設置する公共マスから本管に接続し下水道処理施設で処理を行います。

最後に、今回の申請地を選定した理由についてご説明します。

サーモンの養殖では、沖合から引いてきた海洋深層水だけでなく、株式会社ウーケで使われた海洋深層水を、養殖のために再利用する計画としています。申請地に隣接する株式会社ウーケでは、海洋深層水を工場内で循環させることで、空調の冷却を行っています。空調の冷却に使われて、温められた海洋深層水を養殖施設に提供してもらい、出荷前のサーモンを一定期間この海洋深層水の中で養殖することで、陸上養殖された魚の独特の養殖臭を抜く計画としています。なお、株式会社ウーケ以外で、温められた深層水を提供してくれる企業はありません。

サーモンの養殖は、海洋深層水の特長、汚染されにくく水質がきれいである、温度が低温で安定している、栄養が豊富であるなどの特長を最大限生かした事業です。海洋深層水の取水施設及び株式会社ウーケ近くの申請地でしか実施できず、農用地区域以外の土地をもって代えることは困難と認められます。

また、申請地は令和5年8月3日に除外済であり、農業委員の意見書につきましては、退任される前に島瀬委員にいただいており、調査の結果、転用は適用と認められるということをご報告しております。隣接耕作者の同意及び入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）



議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第1号「農地法第5条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第8、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。令和5年8月4日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

今回の件数を報告させていただきます。舟見地区、再設定2件、2筆、4,327㎡です。

農用地利用集積計画とは、農業上の利用を目的とする賃借権や使用貸借権等の利用権の申し出をとりまとめ、設定を受ける者の氏名・住所、農地の地目・地番・面積等必要事項を記載したもののことを言います。この農用地利用集積計画を農業委員会で決定し、町が公告することにより利用権が設定されます。

また、今回の2筆は前回の総会にて農地法第3条の許可申請により審議していただき、許可された農地です。その際、農地法第3条第2項第1号の「譲受人が経営する農地がすべて効率的に耕作されているかどうか」についても審議していただきましたが、農地所有適格法人である〇〇さんが耕作していた農地を構成員である〇〇さんが譲り受け、引き続き〇〇さんが効率的に利用することで、問題ないと判断されました。そのため、今回の計画は〇〇さんから〇〇さんに貸し付けることとしたものです。

以上、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

田中委員

継続の委員は先月も聞いたので分かりますが、新任の方は今聞いただけではなかなか分かりにくいと思います。もう少し詳しくお話しいただけないでしょうか。

事務局

この件は、先月の総会にて、農地法第3条の案件として審議をしていただきました。通常は譲受人が農地を自作しなければならず、他の方に転貸したり農地以外のものにしたことがないよう、皆様に審議していただきますが、今回は特殊な案件です。農事組合法人が耕作する農地は、その構成員が譲り受けてまた同じ組合に貸し付けて耕作される場合、農地法第3条でも問題なく許可できる、という話がありまして、本案件はその3条案件に関するお話です。先月委員の皆様へ審議いただき、3条の許可がありましたので、本案件は、改めて農地中間管理機構を通して農事組合法人に貸し付けるという内容になっています。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第9、議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」、入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。今回は2件の申し出があります。農地中間管理機構の特例事業に関する案件で、農用地利用集積等促進計画により、所有権移転を行うものです。

まずは、特例事業についてご説明します。特例事業とは、農地中間管理機構が行っている事業で、中間管理機構がいったん農地を買い入れた後、認定農業者などの大きな担い手に、農地の売り渡しを行います。担い手への農地の集積を目的とした事業です。富山県の場合は「富山県農林水産公社」が中間管理機構にあたり、農地の集積・集約を進めています。

担い手に農地を集める補助ということで、この特例事業を活用すると、農地の出し手は譲渡所得の特別控除を、農地の受け手は不動産取得税の特別控除を受けられるというメリットがあります。

特例事業による農地の売買は、令和4年度までは農地法第3条に基づいて進めていきましたが、地域計画関係の法改正があったことから、今年度手続きの見直しが行われ、今回のように農用地利用集積等促進計画で所有権移転をする方法に変更となりました。

農業経営基盤強化促進法第11条第2項の規定により、中間管理機構が特例事業を行う場合は、促進計画に所有権の移転を含めることができる、とされています。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴くこととなっております。今後の流れは、農業委員会にて意見聴取を行った後、県知事が促進計画を認可及び公告することで、促進計画にある通りに権利が設定されます。県公社へ所有権移転がされた後は、県公社から、最終的な受け手である農家に売り渡すため、2回目の所有権移転が行われます。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。ないので、それでは事務局から何かありますか。

事務局

配布物の確認をします。まず「農業委員研修会次第」について、これからバスで農地パトロールをする時に必要な資料です。次に「農業委員・推進委員活動マニュアル」、こちらは再任の方にお配りしています。新任の方には前回の委員研修時にお渡ししています。農地パトロール用ののぼり旗についても、再任の方にお配りしています。「農業委員会業務必携」という冊子、「ストップ遊休農地」のパンフレット、「進めよう地域計画」の冊子は皆様にお配りしています。新任の方には、新任農業委員を対象とした研修のご案内をお配りしています。8月23日（水）に富山市で開催されますので、ご都合の悪い方はお知らせください。女性委員には、農業委員会女性協議会総会のご案内をお配りしています。最後に、活動記録簿の書き方について、補足資料をお配りしています。

この後合同農地パトロールを行いますので、よろしくお願ひします。事務局からは以上です。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第1回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和5年9月4日月曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願ひいたします。

（閉会 午後4時00分）